

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者 (支店扱い) に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本処分送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金 (差押処分が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額 (外貨)。但し、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。)
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。